

484

別記様式第35号(規格A4)(第4条関係)

医療法人決算届

2026年 5月 29日

群馬県知事 あて

主たる事務所

所在地 群馬県高崎市中尾町1230

名称 医療法人ゆかり

理事長 小林 功

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書

注 1) 医療法第51条第2項の法人にあつては医療法第52条第1項第3号の書類及び医療法施行規則第33条第1項第3号の書類を、社会医療法人にあつては同項第1号の書類を、社会医療法人債発行法人にあつては同項第2号の書類を併せて提出すること。

2) この届出書には副本1部を添えること。



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人ゆかり
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 群馬県高崎市中尾町 1230 番地

(3) 設立認可年月日 平成 9 年 4 月 30 日

(4) 設立登記年月日 平成 9 年 3 月 12 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		
同		
同		

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数	
病院	たかまえ病院	1011010822	群馬県高崎市中尾町1230番地	一般病床	49床
				療養病床	50床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年5月29日 2025年3月期の事業計画並びに決算報告承認の件

令和7年6月26日 役員任期満了につき改選及び選任の件

令和7年12月25日 借入金一括返済の件、商工中金へ借り換えの件

令和7年3月26日 2026年3月期の事業計画並びに予算承認の件

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

- (9) その他

なし

法 人 名	医療法人ゆかり
所 在 地	高崎市中尾町1230番地

財 産 目 録

(2026年3月31日現在)

1. 資 産 額	617,365 千円
2. 負 債 額	1,013,541 千円
3. 純 資 産 額	-396,176 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	350,796
B 固 定 資 産	266,569
C 資 産 合 計 (A+B)	617,365
D 負 債 合 計	1,013,541
E 純 資 産 (C-D)	-396,176

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法 人 名 医療法人ゆかり

所 在 地 高崎市中尾町1230番地

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	211,656	支払手形	0
事業未収金	132,374	買掛金	8,068
有価証券	0	短期借入金	135,000
たな卸資産	4,768	未払金	46,429
前渡金	368	未払費用	0
前払費用	1,629	未払法人税等	165
繰延税金資産	0	未払消費税等	847
その他の流動資産	1	繰延税金負債	0
II 固定資産		前受金	0
1 有形固定資産		預り金	285
建物	205,083	前受収益	0
構築物	7,864	賞与引当金	15,200
医療用器械備品	12,298	その他の流動負債	
その他の器械備品	10,189	II 固定負債	
車両及び船舶	0	医療機関債	0
土地	0	長期借入金	807,547
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	136	長期未払金	
2 無形固定資産		その他の固定負債	
借地権	0	負債合計	1,013,541
ソフトウェア	21,617	純資産の部	
その他の無形固定資産	135	科 目	金 額
3 その他の資産		I 資本金	210,000
有価証券	0	II 積立金	
長期貸付金	0	代替基金	0
保有医療機関債	0	その他利益剰余金	-606,176
その他長期貸付金	0	繰越利益積立金	0
役員等長期貸付金	0	III 評価・換算差額等	
長期前払費用	9,214	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	0	繰延ヘッジ損益	0
その他の固定資産	33	純資産合計	-396,176
資産合計	617,365	負債・純資産合計	617,365

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法 人 名	医療法人ゆかり
所 在 地	高崎市中尾町1230番地

損 益 計 算 書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		841,976
2 事業費用	841,472	
(1)事業費		
(2)本部費		
本来業務事業利益		504
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		504
II 事業外収益		
受取利息	429	
その他の事業外収益	10,036	10,465
III 事業外費用		
支払利息	24,150	
その他の事業外費用	1,142	25,292
経常損失		-14,323
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	0	
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失		
税引前当期純損失		-14,323
法人税・住民税及び事業税		231
法人税等調整額		
当期純損失		-14,554

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示すること
 が適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別
 利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名 医療法人ゆかり
所在地 高崎市中央町1230番地

※医療法人整理番号 0 0 4 8 4

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種別	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

(2) 個人である関係事業者

種別	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人ゆかり

理事長 小林 功 殿

私は、医療法人ゆかりの令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年 5 月 18 日

